

# みやけの風

第 91 号

平成14年(2002年)8月24日(土)発行  
 発行:三宅島災害・東京ボランティア支援センター  
 発行責任者:上原 泰男  
 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ\*10階  
 東京ボランティア・市民活動センター 気付  
 TEL:03-3260-7573 FAX:03-5229-1646  
 E-mail:tokyocenter@cmpo.org

「おっかしなもんだじよな。ちっと冷やっこくなって来たら来たで、何だか淋しくなっちゃうだからよ」「そりゃ、われが勝手ってもんだじよ。おら、まだあつつくてどうしんだかと思ってるだぞ」「まさか。ところで、24日から『島民対話集会』がいよいよ始まるな」「島の仲間が集まって腹割って話せば、いい知恵も浮かんで来んだじよ」「だから。大勢集まるといいだがな」「おうよ、成功させんべよ」

## みんなの声

### 団地の向日葵

今年も、ここ蓮生寺団地の花壇には、沢山の向日葵が咲きました。

二年前三宅島より避難してきた時、ふれあい集会で配布された物資の中のひとつでしたが、来年は三宅島で沢山の向日葵を咲かせようと思い、種を冷蔵庫に保管し島に帰る日を待ちましたが、今年も島に帰る事ができず、また、また、蓮生寺団地の庭で咲いています。

三宅島より避難してきているお母さん達が、良く面倒をみてくれ、庭は草一本なく丹精込められ、ニコニコと咲いています。全部で二百本位あります。バス停の前に咲いていますので、仕事の行き帰り大きな花に一日の不時を報告しています。

来年はきっと三宅島に沢山の向日葵を咲かせたいと思います。

(蓮生寺団地 栗本 ヒサ)

## 避難先の住宅に住む

### 中学生からのメッセージ

私の家から見えるバス亭の前には今、ヒマワリが満開です。このヒマワリは三宅島から避難してこられた方が植えてくれました。去年、避難先の団地に植えたものから採れた種をまいたそうです。島の方は雑草なども抜いてくれています。

ここはニュータウンなのであまりお年寄りを見かけないのですが、最近「三宅の方かな」と思うようなお年寄りをよく見かけます。避難されている団地には、よく救急車が来るようになりました。青い海、青い空、自然あふれる島の生活から一転し、慣れない土地や生活のストレスで病気になられたのかなあと、心配です。

避難してきて2年。早く三宅島へ帰ることができるよう祈っています。

満開のヒマワリ、秋には、たくさん種が採れそうです。

【朝日新聞 朝刊『声』欄 2002年8月8日付】

(八王子市 15歳中学生 矢貫 麻希)

「耳より情報⇒

## 2002三宅島交流納涼祭においでください!

八王子では毎年、三宅島の島民の方々をお招きして、納涼祭を開催しています。伊ヶ谷獅子舞、盆踊り、夜店、三宅島写真展などイベント盛りだくさん。お近くの方は、どうぞお誘いあわせの上、お気軽にご来場ください。

日時:2002年8月31日(土) 17:00~20:30 (雨天中止)

場所:南大沢「中郷公園」八王子市南大沢2丁目 フレスコ南大沢  
 京王線南大沢駅下車 徒歩1分(専用駐車場はありません)

お問い合わせ:2002三宅島交流納涼祭実行委員会事務局 TEL:042-529-5550

「みやけの風」へのご意見・ご要望を、三宅島支援東京センターまでお聞かせください。

## 生活福祉資金の貸付の要件が変わりました！

避難生活の長期化にともない、生活福祉資金の貸付け要件が変わりました。詳しいことは、お気軽に、三宅島社協までご相談ください！！

相談窓口 東京都社会福祉協議会 (03-3268-7173)  
三宅島社会福祉協議会 (03-3235-5730)

### 参考

三宅村民に対する生活福祉資金(離職者支援資金)の貸付けの特例について 特例措置の概要●

	現行の取扱い(いままで)	特例措置(これからは)
<b>貸付対象等</b>	1 生計中心者の失業により生計の維持が困難になった世帯 2 当該生計中心者が就労することが可能な状態にあり、求職活動等仕事に就く努力をしていること 3 当該生計中心者が就労することにより世帯の自立が見込めること 4 離職の日から2年(特別の場合は3年)を超えていないこと 5 当該生計中心者が雇用保険の一般被保険者であった者に係る求職者給付を受給中ではないこと	避難以前に三宅村内において就業していた生計中心者であって、三宅村への帰村が可能となった場合には、三宅村に帰村し、就業することを希望する者に対しては貸付対象に該当するものとして取扱う。 この場合の貸付対象期間は避難の日から3年以内とする。
<b>貸付方法</b>	貸付金は原則毎月交付する	借入予定総額の一括交付を行うことができる。
<b>連帯保証人</b>	原則として2名の連帯保証人を立てなければならない。 (120万円以内の場合は1名) 連帯保証人は地方税法に基づく住民税が課税されているものでなければならない	借入予定総額にかかわらず原則として1名とする。 連帯保証人は地方税法に基づく住民税が課税されていることを必要としない。

(東京都災害対策本部の対応等について 第369報より)

### 「耳より情報」⇒



## お待たせしました！ビデオ配布開始します！

前々号でお知らせしたビデオの配布ですが、たくさんのお問い合わせをいただき、ありがとうございました。ようやくお配りする準備が整いました。富賀さまのビデオも阿古地区が加わり、全部で6種類となりました。

どうぞお気軽に、お申し込みください。

お申し込み：三宅島災害・東京ボランティア支援センター TEL：03-3260-7573

1. 音頭・替え歌・避難・一時帰島(替え歌歌詞集付き)
2. 平成11年富賀神社大祭(伊ヶ谷地区)
3. 平成11年富賀神社大祭(伊豆地区)
4. 平成11年富賀神社大祭(神着地区)
5. 平成11年富賀神社大祭(坪田地区)
6. 平成9年富賀神社大祭(阿古地区)(沖山仙明 撮影/提供)